

令和5年10月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 2階会議室 令和5年10月23日(月)
午後1時30分～

2. 出席委員(17人)

委員	1番	加納	秋一
委員	2番	大福	富一
委員	3番	大里	憲男
委員	4番	松田	実
委員	5番	三島	武己
委員	6番	今井	博美
委員	7番	東	真由美
委員	8番	山田	定美
委員	9番	榮	末雄
委員	10番	山田	兼正
委員	11番	皆吉	泰智
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治
推進委員	1番	山田	隆男
推進委員	2番	早川	直
推進委員	3番	田浦	克吉
推進委員	4番	川間	哲志
推進委員	5番	久富	康之介
推進委員	6番	里村	英樹
推進委員	7番	平	園美
推進委員	8番	亘	幸世
推進委員	9番	大江	義仁
推進委員	10番	前田	洋一

3. 議事日程

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第37号 農用地利用計画変更に関する承認について
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について
議案第40号 農用地利用集積計画(機構法)の作成について

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について

5. その他

- (1) 農業祭について

11月23日（木）午前9時30分から 和泊町役場庁庭（雨天時：花き専門農協）

(2) 次期総会について

日時：令和5年11月22日（水）午前9時～

場所：和泊町役場（結いホール）

議案提出締切日：10月15日（水）午後5時まで

現地確認調査日：10月16日（木）午後1時30分時から

議案発送日：10月17日（金）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西村 雄次 事務局係 名越 美希

事務局主査 先山 照子 任用職員 勝男 麗

9:05～ 事務局	ただ今より令和5年10月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。 本日の出席者数は農業委員14名で定足数に達しておりますので本日の総会 は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。先月から今日まで、会長として出席した会議は、 皆さんと同じで沖永良部・与論地域農地利用最適化推進会議（三町のブロ ック別研修会）だけでした。明日、沖永良部地区農業青年会議に呼ばれて います。情報共有しておきます。あと、押印する書類を預かっていると思 いますが、これは、谷山字の集積に関する書類で、協力をお願いします。こ れからも出てくると思いますので、対象地区の委員は、協力をお願いします。 先程の〇〇さんの表彰も玉城字の集積が大いに評価された結果だと思 います。幸いに和泊町は、毎年何カ所か集積が進んでいますので、毎年表 彰を受けている状況です。来年度に取り組みたい集落は、確実に準備して 取り組んでください。以上です。
事務局	ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第 5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願 いしたいと思います。
議 長	まず、議事録署名委員の指名を致します。東委員、山田委員と私、野村 の3人を指名します。 よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	それでは、議事に入ります。 議案第37号 農用地利用計画変更に関する承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農用地利用計画変 更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局の説明 をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>はい、それでは、整理番号1 計画変更こちらは除外となっております。土地の所在が大字国頭〇〇 畑 面積が1,329㎡こちらは小作地です。申請人は、大字和〇〇にお住いの〇〇氏、変更理由は「診療所」建設です。権利の種類が所有権移転を伴います。譲渡人が、大字国頭〇〇にお住いの〇〇氏です。対価は、全面積で〇〇円となります。この畑は、現在キビがありますが、所有者と耕作者の間に合意解約が成立しています。キビの収穫後に申請手続きをお願いしますとの事です。申請地は北側の角地と西側が農用地区域の外周部に接続しています。そのため、担い手の集積には影響は及ばないと考えます。</p> <p>次に整理番号2 計画変更は除外となっております。土地の所在は、大字国頭〇〇 畑 面積が1,408㎡こちらは小作地ですが、合意解約が成立しています。申請人は、大字国頭〇〇にお住いの(株)農業法人の〇〇氏、変更理由は、農業用機械及び農業用資材置場となっております。権利の種類が所有権移転です。譲渡人が兵庫県〇〇お住いの〇〇氏です。対価は、全面積で〇〇円です。</p> <p>この申請地の周りは全て宅地に接しています。集落内に点在した農地です。以上2件、除外要件は満たしていると思われれます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、整理番号1番から何か説明か質問ありますか。場所は。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>前のスクリーンを見てください。ここが国頭小学校で、ここが空港線の県道になります。この緑色の部分が農用地区域になり、申請地の北側の角及び西側が外周部に接しています。宅地に接しています。この農用地区域からの除外する申請になります。周辺農地は全て侵入道路が確保されているため、耕作には支障は及ばないかと思われれます。転用見込み案件だと思われれます。この除外が終わった後に農地転用になります。基盤整備は入っておりません。</p> <p>なにか質問はありますか。</p> <p>奥の畑への道はありますか。</p> <p>周辺の畑への侵入道路はありますか。</p> <p>診療所として面積は狭くないですか。</p> <p>入院、手術などはない。車は40台ほど止められるようです。</p> <p>診療所が建つことで、周りの農地に影響はないか。</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>農地に影響がないように被害防除計画も出されています。</p> <p>他に何か質問が無ければ、申請番号1, 2について、採決します。 許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全員挙手) それでは、賛成多数ですので、申請番号1, 2は、許可します。</p> <p>次に議案第38号、農地法第3条による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは、申請番号1 権利の種類が有償の所有権移転です。土地の所在が和泊町大字〇〇 畑 農振農用地 面積が1.239㎡, 譲渡人は手々知名字〇〇にお住まいの〇〇氏, 譲受人は和泊字〇〇の〇〇氏となっております。全面積で〇〇万円, 農業委員のあっせんによる売買となります。</p> <p>次に申請番号2 権利の種類が有償の所有権移転です。土地の所在が和泊町大字〇〇 畑 農振農用地 面積が542㎡, 譲渡人が手々知名字お住いの〇〇氏, 譲受人は和泊字お住いの〇〇氏となっております。全面積で〇〇万円, 農業委員のあっせんによる売買となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、申請番号1について加納委員何かありますか。</p>
<p>加納委員</p>	<p>申請番号1は 何年か前から売りの斡旋があった。畑は2段下がり石もあり大雨の時は真ん中からえぐられてしまう。その後、遊休農地として挙げていた。和泊小学校前に通学路が出来るという事で、隣接する申請番号2と合筆という形になりました。</p>
<p>議長</p>	<p>何か質問はありますか。なければ、, 申請番号1, 2について、採決します。 許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全員挙手) それでは、賛成多数ですので、申請番号1, 2は、許可します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、申請番号3 権利の種類が有償の所有権移転です。土地の所在が国頭字〇〇 畑 農振農用地 面積が2.905㎡, 他1筆、計2筆4.813㎡, 譲渡人は和泊字〇〇にお住まいの〇〇氏, 譲受人は和泊字〇〇の〇〇氏となっております。全面積で〇〇万円, 農業委員のあっせんによる売買とな</p>

	ります。
議 長	今井委員，何かありますか。
今井委員	<p>こちらは売買契約を結んでから申請を上げるまでに1年かかってしまったので，所有者に申し訳ないことをしました。</p> <p>譲受人は，知名町も合わせて島内に20町ほど耕作地を所有しています。手広くしており資金工面の為に色々申請しており時間がかかってしまいました。本人も集約しながら広げていきたいと言っています。審議をおねがいします。</p>
議 長	これだけの面積を有効利用できているのか。
今井委員	常時3名を使っているのです，できているそうです。
議 長	<p>他に質問はありますか。なければ，申請番号3について，採決します。許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは，賛成多数ですので，申請番号3は，許可します。</p>
議 長	次に議案第39号農用地利用集積計画(基盤法)の作成について，旧農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。併せて，議案第40号農用地利用集積計画(機構法)の作成について，次のとおり審議を求める。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>はい，それでは，6ページを開けてください。19条基盤強化法です。</p> <p>申請番号1 土地の所在が国頭字〇〇 畑 農振農用地 面積が1.224㎡他1筆で合計2筆，面積2.790.60㎡です。賃貸借になります。貸人が国頭字お住いの〇〇氏，借人は喜美留字お住いの〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの5年間になります。</p> <p>次に申請番号2 土地の所在が大城字〇〇 畑 農振農用地面積が1.484㎡1筆です。賃貸借になります。貸人が内城字お住いの〇〇氏，借人は内城字お住いの〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの10年間になります。</p> <p>次に申請番号3 土地の所在が内城字〇〇 畑 農振農用地 面積が1.712㎡他7筆で合計面積8.949㎡です。使用貸借になります。貸人が内城字お住いの〇〇氏，借人は内城字お住いの〇〇氏，親子です。新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの10年間になります。</p> <p>次に申請番号4 土地の所在が玉城〇〇 畑 農振農用地 面積が3.81</p>

1㎡です。賃貸借になります。貸人が兵庫県明石市お住いの〇〇氏，借人は玉城お住いの〇〇氏，更新の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの5年間になります。

次に申請番号5 土地の所在が玉城字〇〇 畑 農振農用地 面積が2.306㎡他2筆で合計面積4.835㎡です。賃貸借になります。貸人が和字お住いの〇〇氏，借人は畦布字お住いの〇〇氏，更新の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの5年間になります。

次に申請番号6 土地の所在が玉城字〇〇 畑 農振農用地 面積が2.861㎡です。賃貸借になります。貸人が喜美留字お住いの〇〇氏，借人は畦布字お住いの〇〇氏，更新の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの5年間になります。

次に申請番号7 土地の所在が和泊字〇〇 畑 農振地域 面積が3.105㎡です。賃貸借になります。貸人が和泊字お住いの〇〇氏，借人は和泊字お住いの〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの5年間になります。

次に申請番号8 土地の所在が玉城字〇〇 畑 農振農用地 面積が1.457㎡です。賃貸借になります。貸人が鹿児島市お住いの〇〇氏，借人は和泊字お住いの〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの10年間になります。

事務局

続けて，議案第40号12ページです。公社を通じた契約になります。

申請番号1 土地の所在が谷山字〇〇 畑 農振農用地 面積が6.325㎡他1筆，計2筆合計面積6.923㎡です。使用貸借になります。貸人が大阪市東淀川区お住いの〇〇氏，借人は瀬名字お住いの〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの6年間になります。

申請番号2 土地の所在が国頭字〇〇 畑 農振農用地 面積が163㎡他1筆計2筆，合計面積2.833㎡です。賃貸借になります。貸人が国頭字お住いの〇〇氏，借人は西原字の〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの6年間になります。

申請番号3 土地の所在が谷山字〇〇 畑 農振農用地 面積が1.448㎡他5筆，計6筆合計面積20.589㎡です。賃貸借になります。貸人が鹿児島市お住いの〇〇氏，借人は谷山字お住いの〇〇氏，更新の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの6年間になります。

申請番号4 土地の所在が谷山字〇〇 畑 農振農用地 面積が840㎡他2筆、計3筆合計面積8.858㎡です。使用貸借になります。貸人が手々知名お住いの〇〇氏，借人は瀬名字お住いの〇〇氏，更新の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの6年間になります。

申請番号5 土地の所在が国頭字〇〇 畑 農振農用地 面積が303㎡です。使用貸借になります。貸人が国頭字お住いの〇〇氏，借人は国頭字の〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの6年間にな

	<p>ります。</p> <p>申請番号6 土地の所在が国頭字〇〇 畑 農振農用地 面積が1.617㎡です。賃貸借になります。貸人が国頭字お住いの〇〇氏，借人は国頭字お住いの〇〇氏，新規の契約で，契約期間が令和5年11月1日からの6年間になります。以上です。</p>
議長	<p>お疲れ様でした。最後の14ページの2筆からいきたいと思います。東委員，何かありますか。</p>
東委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは，申請番号5，6について採決します。許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員挙手)</p> <p>賛成多数ですので，申請番号5，6は，許可します。</p>
議長	<p>それでは，最初に戻り6ページからいきます。新規の方の説明をお願いいたします。1番今井委員お願いします。</p>
今井委員	<p>所有者と耕作者の方で決めてありました。</p>
議長	<p>2番について村山委員お願いします。</p>
村山委員	<p>2番はみなしの解消です。</p> <p>3番もみなし耕作を行っていました。渡人は認定農家ではありますが，農地台帳上での記載は0でした。農業を営むうえで自分の意志で自由に使用できる農地は必要不可欠だと思います。たとえ借りている土地だとしても，耕作意欲が全然違ってくると思います。受人へ貸すことを以前より事務局，会長と共に話してきましたが，今回ようやく議案として挙げる事が出来ました。審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>次9ページ申請番号7番山田委員お願いします。</p>
山田隆委員	<p>渡人に，機械もなく畑の管理が大変そうだったので，誰かに貸したらどうですかと話をしていた。3.105㎡のうち2.358㎡を貸す形になります。</p>
議長	<p>次の申請番号8番を加納委員お願いします。</p>

加納委員	以前の定例会で受人が畑を探しているとの事だったので、鹿児島市の渡人と連絡を取りみなしの解消となります。
議長	次12ページの申請番号1番、大江委員お願いします。
大江委員	みなしの解消となります。
議長	次に申請番号2 川間委員お願いします。
川間委員	みなしの解消になります。
議長	<p>以上の説明ですが、何か質問はありますか。なければ議案第39号と40号を併せて採決します。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>挙手多数という事で、議案第39号及び40号の農用地利用集積計画の作成について承認する事に決定します。</p> <p>次に合意解約に関する報告があります。お目通してください。</p> <p>以上で終わりですが、他に何かありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上を持ちまして、本日の総会を終わります。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和5年10月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____